

「JTB レジャー年金契約約款」

第1条（約款の適用範囲）

株式会社JTB（以下、当社といいます）が、お客様と締結する代金前払方式による当社並びに当社が認めた取扱店舗（以下、「当社取扱店」といいます）取扱商品の割引購入権販売契約（以下、「JTB レジャー年金契約」といい、対象である割引購入権を単に「購入権」ということがあります）は、この約款の定めるところによります。ただし、当社がお客様との間で書面によりこの契約の定めと異なる特約を結んだときは、その特約が優先します。

第2条（契約の申込み）

1. 当社に、「JTB レジャー年金契約」の申込みをしようとするお客様は、当社所定の申込書に所定の事項を記入し、当社に提出していただきます。「JTB レジャー年金」とは、お客様が割引購入権代金を毎月均等に分割してお支払い後、あらかじめ定めた期間据え置いた後に、1年毎に計5年間の均等分割を経て、購入権を当社取扱店取扱商品の購入に使用できるプランのことをいいます。
2. 未成年者、成年被後見人等の制限行為能力者につきましては、お申込みいただけません。万一、これらの方がお申込みされた場合又は契約締結後にこれらの方によるお申込みであることが判明した場合、当社は、お申込みのお断り又は契約の解除を行うことができるものとします。

第3条（契約の成立）

「JTB レジャー年金契約」は、当社が、前条の申込書を受理した後、当社が承諾した時に成立します。インターネットを通じてのお申込みの場合には、「JTB レジャー年金契約」は、当社の送信した承認通知がお客様に到達した時に成立します。

第4条（クーリング・オフ制度）

1. お客様が、当社取扱店の店頭以外の場所で、「JTB レジャー年金契約」を申込みされた場合、または「JTB レジャー年金契約」を締結された場合は、お申込み日を含めて8日間は当該契約の申込みの撤回または当該契約の解除（以下、両者をあわせて「申込みの撤回等」といいます。）をそれぞれ書面により行うことができます。インターネットを通じて申込みされたお客様は当社のホームページ上に記載したインターネットを通じた方法によっても、上記期間内に、申込みの撤回等を行うことができます。
2. 前項の申込みの撤回等の意思表示をしようとするお客様は、所定の解約申込書に所定の事項を記入し、申込書に自署したのと同じ署名をし、申込みされた当社取扱店あてに提出していただきます。この場合は、解約申込書を当社が受領した時に申込みの撤回等の効力が生じます。

3. 第1項の申込みの撤回等の意思表示を郵便でしようとするお客様は、契約の申込みの撤回等を行う意思を明記し、お客様の住所・氏名を記入し、申込書に自署したのと同じ署名をした書面を、申込まれた当社取扱店あてに書留郵便にて送付していただきます。この場合は、書留郵便に付された消印日がお申込み日を含めて8日以内のときに限り、書留郵便に付された消印日に申込みの撤回等の効力が生じます。
4. 当社は、"JTБ レジャー年金契約"が第1項の規定に基づいて申込みの撤回等が行われた場合に、お客様からすでに購入権代金のお支払いを受け、かつ、当社が求める本人確認がなされた場合、お支払いを受けた金額全額を現金にて払い戻しいたします。なお、払戻金には利息を付しません。

第5条（購入権代金等）

1. お客様は、"JTБ レジャー年金契約"成立の時から、当社が指定したお支払い日に、購入権代金を預貯金口座自動引落サービスの方法により当社にお支払いいただきます。
2. 当社は、前項のお支払いを受け、当社がその入金を確認後、お客様に対し、所定の取扱商品の当社取扱店に対する割引購入権を、お申込みになられたプランに定められた期日までに付与します。
3. 当社は、お客様の金融機関の引落しサービスによるお支払いの場合には、お客様の預貯金通帳に記帳された記録等をもって、購入権代金の領収書に代えさせていただきます。
4. 引落サービスによるお支払いの場合、"JTБ レジャー年金契約"が第8条による変更もしくは第9条各項の定めに基づき解除されたときであっても、お申込みになられたプランごとに定められた、当初次回分として予定されていた引落金額を、当社の事務都合により過剰に口座引落をすることがあります。その場合は、当該金額を当該引落のあった日から30日以内の当社の指定する日に、お客様の該当口座へ振込みにより返金いたします。なお、過剰に引落された金額には第6条第4項に定めるサービス額は付されません。

第6条（購入権の行使とサービス額の付与）

1. 当社は、"JTБ レジャー年金契約"成立後、お客様に対し、所定の手続終了後に、会員番号を通知します。
2. お客様は、購入権代金全額についての最終支払いのあった日から40日以内の当社の指定する日以降、会員番号と当社が定めるご本人を証明する書類を所定の方法で示すことにより、当社取扱店において購入権を行使して当社の所定の取扱商品を購入することができます。
3. 購入権は、当社がお客様から支払いを受けた購入権代金の総額とします。

4. 購入権を行使されるに当たっては、お申込みになられたプランごとに、計算して定めた額をサービス額として、サービス額相当額を購入される当社の所定の取扱商品の価額から割り引きます。
5. 購入権は、購入される当社所定の取扱商品の代金からサービス額相当額を控除した残金のお支払いに、その未使用残額を上限として利用することができます。なお、購入権とサービス額の残高は、利用の都度その利用金額分が減額されます。
6. 購入権は、本条第2項、第8条または第10条第3項により購入権の行使が可能となった日から、利用されないままに10年を経過したときは時効により消滅し、当社はおお客様の購入権の行使を引き受ける責を免れます。また、最後の購入権の行使の日から、利用されないまま10年を経過したときも同様とします。
7. 前項の定めに基づき購入権が消滅した場合には、当該購入権について付与されたサービス額も同時に消滅するものとします。
8. 当社は、お客様が購入権を利用して商品を購入される都度、ご利用票を発行します。お客様が、あわせて購入権を利用して購入された商品についての領収書の発行を希望される場合は、第4項の定めにしたがい当該商品代金からサービス額相当額を割り引いた残金について発行します。
9. お客様が購入権を利用して購入された旅行等の商品につき、取消・返品が認められる場合であっても、代金は利用済みの購入権をもって清算し、現金での清算はいたしません。
10. 購入権は、第9条第1項、第2項、および第10条第1項、第2項による以外、現金による払戻しはいたしません。

第7条（本人確認と免責）

1. 当社は、お客様の購入権行使に際して、前条第1項に基づく会員番号と本人であることを証明する当社が定める書類のみに基づいて、お客様の本人確認をいたします。ただし、お客様が、電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段をご利用される場合は、お申込みの際にあらかじめ提出されたお客様の情報に基づき、当社所定の方法により、お客様の本人確認をさせていただくことがあります。
2. 当社は、前項の定めに基づき、お客様の本人確認ができた場合は、お客様が購入権を行使されるものとみなし、購入権行使に関するお客様に対する一切の責を免れます。
3. お客様は、会員番号とインターネット登録のパスワードを厳重に管理しなければならず、当社は、会員番号とパスワードのお客様から第三者への漏洩につき、何ら責任を負いません。

第8条（積立プランの変更）

1. お客様は、購入権代金の全額の支払い前は、何時でも、当社に購入権金額変更の申込書を提出し、前条第1項による本人確認ができた場合は、お支払いを中止することができます。この場合、購入権はすでにお支払いいただいた購入権代金総額とし、サービス額は別記にしたがって算出された額とし、購入権の付与は、お客様が当社に対し購入権金額変更の申込書を提出した日から30日以内に、当社からの通知を発送することにより行います。
2. お客様は、第6条第2項により購入権の行使が可能になった日以降何時でも、当社に購入権金額変更の申込書を提出し、前条第1項による本人確認ができた場合は、第2条により定めた購入権の使用プランを中止することができます。この場合、購入権はすでにお支払いいただいた購入権代金総額とし、サービス額は別記にしたがって算出された額とし、当該購入権の付与は、お客様が当社に対し購入権金額変更の申込書を提出した日から30日以内に、当社からの通知を発送することにより行います。
3. 前項に定める変更の手続きは、インターネットを通じて、当社のホームページに接続し、同ページに定める方法によっても、行うことができます。この場合、購入権の付与は、お客様が手続を完了した日から30日以内に、当社から通知を発送することにより行います。

第9条（契約の解除）

1. お客様は、当社の責に帰すべき事由により、当社が購入権の行使を受け容れられなくなったときは、「JTB レジャー年金契約」を解除することができます。
2. お客様は、海外に移住された場合等、日本国内において、購入権の行使ができないと思われるやむを得ない場合には、「JTB レジャー年金契約」を解除することができます。解除申請の際、当社の定めた書類の提出が必要となります。
3. 当社は、お客様が賦払金（「JTB レジャー年金契約」に基づき毎月お支払いいただく金額をいいます）のお支払いを1ヶ月以上滞納された場合は20日以上期間を定めてお支払いを催告し、その期間内にお支払いがないときは、当該「JTB レジャー年金契約」を解除することができます。」

第10条（解除の効果）

1. 当社は、前条第1項に基づき「JTB レジャー年金契約」が解除されたときは、未行使の購入権の購入権代金と、その購入権代金に対する支払われた日から払戻日までの間について、法定利率を乗じて算出した金額の合計額を、お客様に現金にて払戻いたします。
2. 当社は、前条第2項に基づき「JTB レジャー年金契約」が解除されたときは、未使用の購入権相当額を、お客様に現金にて払戻します。

3. 前条第3項により"JTB レジャー年金契約"が解除されたときは、当社は、お客様に対し、それまでにお支払いいただいた購入権代金と別記にしたがって算出されるサービス額を合計した額の購入権を付与することで清算し、現金による清算はいたしません。お客様は当該購入権を、契約解除の日から30日以内に当社が発送する通知に記された日以降に行使することができます。

第11条（申込書記載事項等の変更）

1. お客様は、お申込みの際に当社に提出されたご連絡先住所、氏名または預貯金自動振替口座に変更があったときは、直ちに所定の申込書に変更事項をご記入のうえ最寄りの当社取扱店に変更事項を届出しなければなりません。
2. 前項の届出がない場合その他お客様の責に帰すべき事由により、当社からの通知、送付書類その他のものが延着、または到着しなかった場合は、通常到着すべき時に到着したものとみなします。

第12条（賦払金遅滞の場合の措置）

"JTB レジャー年金契約"において、当社は、お客様の指定した預貯金口座から、お支払い日に残高不足等の理由により賦払金の引落しができないときは、翌月の当該日に前回の未払いの賦払金をあわせて引落しをすることができます。

第13条（権利譲渡の禁止）

"JTB レジャー年金契約"に基づきお客様が取得する当社に対する権利は、購入権を含めて、譲渡、質入れ等の処分をすることはできません。

第14条（当社取扱店所定の取扱商品）

1. 購入権行使の対象となる、当社取扱店所定の取扱商品は、下記のものとしします。
<購入権によりご購入いただける商品>
当社募集型企画旅行、当社取扱店が取扱う他旅行会社募集型企画旅行、当社による宿泊手配をともなう手配旅行、国際線航空券、その他当社が定めるもの
2. お客様が、"JTB レジャー年金契約"をお申込みになった時点において当社が購入権行使の対象として取扱いしていた商品を、その後当社の都合によりお客様に通知することなく取扱いをやめることがあります。

第15条（業務委託の同意）

当社は、"JTB レジャー年金契約"に基づく業務の一部または全部を当社が選定した第三者に委託することがあります。

第 16 条（個人情報の保護と利用）

1. お客様は、"JTB レジャー年金契約"申込み時または第 11 条第 1 項に基づく届出時に、当社に提出またはインターネットを通じて送信した個人情報（申込み時及び届出時にお客様が記入または入力する属性等の情報をいい、以下同様とします）の収集、利用または提供に関し、以下の各号に同意するものとします。
 1. (1)当社および本条第 5 項に定めた会社が、取引上の判断のために、収集し利用すること。
 2. (2)当社および本条第 5 項に定めた会社並びに当社の委託した第三者が、"JTB レジャー年金契約"に基づく業務処理のために利用すること。
 3. (3)当社および本条第 5 項に定めた会社が、正当な事業活動に利用するため、お客様に宣伝広告物の送付等の営業のご案内をすること。
2. 当社は、お客様の個人情報を注意して取扱い、その保護に努め、本条第 5 項に定めた会社にも同様の扱いを求めます。
3. お客様は、当社及び本条第 5 項に定めた会社に対し、宣伝広告物の送付等営業案内の中止を申出ることができます。
4. お客様は、当社に対しお客様ご自身の個人情報を開示するよう求めることができます。開示請求により、お客様の個人情報の内容が、不正確または誤りであることが明らかになったときは、お客様は、当社に対し、書面をもってその訂正または削除を求めることができます。
5. お客様の"JTB レジャー年金契約"申込み時及び第 11 条第 1 項に基づく届出時に、当社に提出またはインターネットを通じて送信した個人情報を収集、利用または提供を行う者は以下のとおりです。
 - (1)株式会社 JTB
 - (2)株式会社 JTB 沖縄
 - (3)株式会社 JTB グローバルマーケティング&トラベル
 - (4)株式会社 JTB ビジネストラベルソリューションズ
 - (5)株式会社 JTB ガイアレック
 - (6)株式会社 JTB ビジネストラנסフォーム
 - (7)株式会社 JTB ビジネスイノベーターズ
 - (8)株式会社 JTB コミュニケーションデザイン
 - (9)株式会社 JTB グローバルアシスタンス
 - (10)株式会社 JTB データサービス
 - (11)その他、当社取扱店

第 17 条（購入権代金の支払可能期間）

"JTB レジャー年金契約"の購入権代金の支払期間は延長できません。

第 18 条 (引落サービスの中止)

引落サービスにおいて、3 回連続引落不能となった場合は、以後の引落サービスを、当社は中止いたします。

第 19 条 (管轄裁判所)

"JTB レジャー年金契約"に関する当社とお客様との間の紛争については、当社の本店所在地を管轄する地方裁判所をもって、専属合意管轄裁判所とします。

第 20 条 (約款の改正)

この"JTB レジャー年金契約"約款は、お客様の個別の承諾を得ることなく、当社から変更事項を当社所定の方法により告知し、改正することがあります。変更の告知後に、お客様が"JTB レジャー年金契約"に基づくお支払いをされた場合または購入権を行使された場合は、改正に同意されたものとみなします。

別記

第 8 条 1 項による場合のサービス額は、お支払い済み月数と、お支払い済みの賦払金総額とに相応するサービス額に 0.56 を乗じた額 (円未満切り捨て)。なお、お支払い済み月数が 12 ヶ月未満の場合は、サービス額は付きません。第 8 条第 2 項による場合のサービス額は、お支払い完了の賦払金総額に相応するサービス額に 0.7 を乗じた額 (円未満切り捨て)。なお、既に購入権を一部利用された場合は、残額より相応するサービス額に変更をさせていただきます。ただし、いずれの場合も、適用するサービス額は、お支払い開始日において有効であった額とします。

2023 年 6 月現在